

「(仮称)内野地区集会施設検討委員会」開催要綱

(目的)

第1条 (仮称)内野地区集会施設の整備にあたり、次に掲げることについて、市民、関係団体、学識経験者から幅広く意見をもらうため、(仮称)内野地区集会施設検討委員会(以下「委員会」という。)を開催する。

- (1) (仮称)内野地区集会施設の整備方針(案)の検討に関すること
- (2) そのほか、委員会が必要と認めること

(開催期間)

第2条 委員会の開催期間は平成25年10月31日までとする。

(委員構成)

第3条 委員会の委員は、10人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 内野コミュニティ協議会から推薦を受けた者
- (2) 公募による者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員任期)

第4条 委員の任期は、開催期間とする。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会議の進行を行う。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠席した場合は職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要の都度市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 委員会の会議は公開とする。ただし、委員会において非公開と決定した場合はこのかぎりでない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、西区地域課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月17日から施行する。